

奈良県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年十月二十五日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ひまわりクリニック	天理市中之庄町四八三番地	令和六年四月三十日
まどか薬局	大和郡山市小泉町九一八	令和六年八月二十日
植田医院	生駒郡斑鳩町興留八丁目二一四	令和六年八月三十一日
水野医院	磯城郡田原本町一八三一七	令和六年八月三十一日
阪口眼科	五條市住川町二〇四番地	令和六年八月三十一日
医療法人永瀆診療所	北葛城郡河合町星和台二丁目二番一号	令和六年八月三十一日